



計画の推進

Ⅱ 1 計画の推進

計画の推進にあたっては、国や県、自立支援協議会等との連携のもと、市民、ボランティア、民生委員・児童委員、サービス提供事業者、企業、医療関係者などとのネットワークを形成し、障害のある人が個人としての尊厳にふさわしい日常生活または社会生活が営めるように支援体制の確保を図り、計画を推進します。

Ⅱ 2 計画の進捗管理

基本指針を踏まえ、障害福祉計画におけるPDCAサイクルによる評価と見直しを行います。

成果目標については、1年に1回その実績を把握し、障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら、分析・評価を行い、必要があると認めるときには、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じます。

評価の際には、自立支援協議会等の意見を聴くとともに、その結果を公表します。

PDCAサイクルのイメージ

